

総合特別区域法第31条第9項において準用する同条第7項に基づく地域
活性化総合特別区域の指定の解除に係る意見について

〔 令和 2 年 3 月 日
総合特別区域推進本部決定案 〕

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第31条第9項において準用する同条
第7項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について、別紙のとおり指定
を解除することを了承する。

地域活性化総合特区の指定解除案

地域活性化総合特別区域の名称	指定地方公共団体の名称	地域活性化総合特別区域の範囲
次世代自動車・スマートエネルギー特区	さいたま市	さいたま市の全域